

## 北区行政推進会議の組織及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき、北区行政推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、規則第10条第1項に規定に基づき、次に掲げる事項について協議、報告、連絡調整を行う。

- (1) 北区の重要な施策の決定、変更、廃止等に関する事項
- (2) 北区の区域内において事業所等が行う事務事業の計画、実施等に関する事項。ただし、軽微なものを除く。
- (3) 市の重要施策（前2号に掲げるものを除く。）で北区役所及び北区区内の事業所の職員に周知を図る必要がある事項
- (4) その他北区長（以下「区長」という。）が必要であると認める事項

### (組織)

第3条 推進会議は、別記に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させるものとする。

### (議長及び副議長)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は区長とし、副議長は副区長とする。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、会議の議事が軽易な報告又は事務連絡に係るものである場合は、資料の回覧をもって推進会議の開催に代えることができる。

### (付議手続)

第6条 委員は、推進会議に付議すべき事項があるときは、開催日の3日前までに、区振興課へ提案書（別記様式）に係る書類、資料等を添えて提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合の提出期限については、この限りでない。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、区振興課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別記(第3条関係)

区長
副区長
区振興課長
区民生活課長
まちづくり推進課長
社会福祉課長
長寿保険課長
健康づくり課長
引佐協働センター所長
三ヶ日協働センター所長
区長が必要と認める職員

